

法定外公共物使用許可申請に必要な提出図書一覧（水路橋）

提出図書	注 意 事 項
申 請 書	※提出部数：正本１部、副本１部（副本は全て写しで可） ・申請者は、土地登記事項証明書上の所有者が行って下さい。（但し、大和高田市開発指導要綱第２条第４号に規定する開発事業の場合は開発事業者でも可とします。） ・所定の様式を使用して下さい。様式第１号（第２条関係） ・使用の目的は具体的に記入して下さい。 ・使用期間は最長１０年(当該年度末日)までです。その後は更新申請が必要になります。
構造物の計画	・使用物件の構造は、鉄筋コンクリート橋又はボルト固定式のグレーチングとし、鉄板は不可とします。 ・使用する区域（延長）は２～６ｍ程度の必要最小限であることを原則とします。事由があり６ｍを超える場合は協議して下さい。 ・水路の深さが２ｍ以下の場合、掃除用の出入口として、３ｍ以内毎に１ｍ四方形程度のグレーチングを設けて下さい。 ・可能な限り水路断面を確保して下さい。 ・使用構造物の両端には転落防止対策（ガードパイプ等）を講じて下さい。 ・大和高田市開発指導要綱第２条第４号に規定する開発事業の場合で通路橋を大和高田市へ帰属予定のものは、自動車荷重２０トン以上として設計する事。
使用料 （水路橋）	・年額¥２３０円/㎡とします。但し、専用住宅の出入口に橋又は通路を設置するために使用する場合は使用料を減免します。但し、間口が６ｍを超えた部分は専用住宅であっても有料となります。
誓 約 書	・申請者の自署又は記名押印として下さい。
委 任 状	・委任する者(申請者)の自署又は記名押印として下さい。代理人の連絡先を必ず記入してください。
位 置 図	・申請場所がわかりやすい住宅地図等を添付して下さい。
公 図 (14条地図)	・公図(14条地図)は、申請箇所及び隣接地の全体を表すものを添付して下さい。 ・図面が複数にわたる場合は、合成図を作成して下さい。
土地登記事項 証明書	・設置工作物に隣接するすべての土地の登記簿謄本で、申請の３ヶ月以内に交付を受けたものを添付して下さい。
隣接土地調書	・隣接、点接土地及び利害関係の予想される全ての土地について記載して下さい。（別紙様式）
同 意 書	・水利組合長等、水路について権利を有する者及び利害関係者の同意を得て下さい。（指定様式） ・当該使用場所が隣地のきわ又は隅に位置する時は、隣接者の同意を得て下さい。 ・開発事業の場合、土地所有者の同意を得て下さい。
減免申請書	・専用住宅の出入口に橋又は通路を設置する場合等で且つ使用延長が６ｍまでの場合は、水路使用料を減免します。

現 況 図 (平面図) (断面図)	・平面図の縮尺は、1/500～1/100 を基本として作成して下さい。 ・断面図の縮尺は、1/50～1/10 を基本として作成して下さい。 ・境界明示線（両側）は朱線で示して下さい。（平面・断面共）
	・「申請地」を朱書きし、申請地全体が分かるよう作成して下さい。
計画平面図（平 面図） (断面図) (詳細構造図)	・平面図の縮尺は、1/500～1/100 を基本として作成して下さい。 ・断面図の縮尺は、1/50～1/10 を基本として作成して下さい。 ・水路底地と床版下端との寸法を示して下さい。 ・境界明示線（両側）は朱線で示して下さい。（平面・断面・構造図共） ・平面詳細図、断面詳細図を作成して下さい。 ・配筋図等の詳細構造図を作成して下さい。 ・「申請地」を朱書きし、申請地全体が分かるよう作成した上、使用（占用）部分を黄色で着色して下さい。（平面・断面・構造図共） ・転落防止対策を示して下さい。
求積図	・水路敷地内で占用する部分の求積図、求積表を作成して下さい。 ・原則として座標求積により算出して下さい。 ・面積の単位は㎡とします
境界確定書 の 写し	・カラーコピーし、原寸サイズに整え、確定表紙部分も添付して下さい。
現況写真	・全景２方向以上をカラー印刷して下さい。 ・計画構造物を写真に示して下さい。
その他	・市長が必要と認める書類